

令和3年度第4回京都府食の安心・安全審議会

1 開催日時

令和4年3月17日(木)10時から12時まで

2 場 所

オンライン開催 (Zoom ミーティング)

3 出席者

【審議会委員】 11名

中坊幸弘会長、東和次委員、有地淑羽委員、内田隆委員、中川恵美子委員、長友麻希子委員、東あかね委員、牧克昌委員、森山敦子委員、山内淳司委員、山本隆英委員

【京都府】関係職員

4 次 第

(1) 開 会

(2) 協議事項

- ・第6次京都府食の安心・安全行動計画に基づく令和4年度施策の目標について
(参考：令和3年度施策の実績見込)

(3) 報告事項

- ・令和4年度京都府の食品衛生監視指導計画(案)について
- ・令和3年度京都府の食の安心・安全に係る取組について

(4) 閉 会

5 議 事

【協議事項】

(会長)

次第により進めてまいります。2番目の協議事項の第6次京都府食の安心・安全行動計画に基づく令和4年度施策の目標について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

最初に資料の確認をお願いいたします。資料一覧を画面共有いたします。

次第、名簿、事務局名簿、資料1は第6次京都府食の安心・安全行動計画に基づく令和4年度施策の目標についてです。

資料2は第6次京都府食の安心・安全行動計画の数値目標一覧です。

資料3は参考として、令和3年度施策の実績見込です。

資料4は第5次京都府食の安心・安全行動計画に係る数値目標一覧です。

資料5は令和4年度の京都府食品衛生監視指導計画案です。

資料6は京都府食の安心・安全に係る取組です。

そして、第6次食の安心・安全行動計画の普及啓発版冊子と、二つ折りの概要版リーフレットです。

次の画面は、今年度第6次京都府安心・安全行動計画の策定をお示ししました。審議会は、昨年3月、6月に続き、8月の審議会では、骨子案を検討いただき、パブリックコメントを経て、11月の審議会で最終案を了解いただき、11月定例会で議決、策定公表となりました。

普及啓発版冊子をご覧ください。冊子6ページに第6次行動計画の施策の体系を掲載しております。全体として、新しい生活様式、新型コロナウイルス感染症の影響による生活の変化に対応しながら、食の安心・安全施策を推進するということで、柱として、1行政の取組や2食品関連事業者の自主的な取組、3府民の食に関する信頼感の向上、選択力向上に向けた正確な情報提供の三本柱で取り組むこととしています。

各取組を7ページから記載しています。目指す姿等については、既にご了解いただいた内容です。8、9ページは、数値目標に加え写真などで、数値目標の考え方を説明しています。写真やイラストを入れ、分かりやすく工夫をいたしました。

25ページからは参考資料で、食の安心・安全推進条例や、これまでの行動計画の推移や、府民意識についてのアンケート結果を掲載しています。

普及啓発版冊子は既に印刷に進めておりますので、出来上がり次第お届けいたします。見開きが概要版ですので、またご覧くださいますようお願いいたします。

それでは、資料1、第6次京都府食の安心・安全行動計画に基づく令和4年度の施策の目標について、先ほどお話しました30の取組をご説明いたします。

まず、今回の計画から新たに取り組む4つの項目について、最初に説明させていただきます。まず2ページの3番をご覧ください。

養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザ侵入監視のためのウイルス学的検査は、農場における監視を行い、鳥インフルエンザが発生しないことを目指します。

数値目標は検査率100%です。新たな取組で2年度と3年度の方は、未入力として横棒を記載しております。

数値目標の考え方は、1,000羽以上飼養農場（令和3年46農場）に対して、高病原性鳥インフルエンザのウイルス学的検査を行い、発生予防に取り組めます。

令和4年度の計画は1,000羽以上飼養農場について、インフルエンザ侵入監視のための計画的なモニタリング検査を実施します。

3ページ上の段の5番をご覧ください。同様に、新規の取組として、二枚貝類の主要養殖海域における定期的な貝毒発生状況調査は、貝毒の発生状況を監視し、食中毒が発生しないことを目指します。数値目標の考え方は、主要産地である4海域において、月1回、貝毒の発生状況を調査します。

令和4年度の計画は、貝類の主要産地である4海域（舞鶴湾、栗田湾、宮津湾、久美浜湾）において、月1回、貝類の検体を採取し、貝毒の含有量を測定し、関係事業者に対して情報提供、出荷等に係る指導を実施します。

5ページ10番をご覧ください。新たに許可を受けた飲食店に対し、テイクアウトやデリバリーを行う際に、食中毒を発生させないための監視指導を実施します。目指す姿はテイクアウトやデリバリーによる食中毒が発生しないことです。新たな取組ですので2年度、3年度については横棒を記載しています。数値目標の考え方は、新たに許可を受けた飲食店（令和2年度は731店舗）に対して、テイクアウトやデリバリーを行う際に食中毒を発生させないための指導を行います。

13ページをご覧ください。こちらも新たな取組ですが、少し修正をお願いします。

取組事項名としては京野菜等の栽培履歴の電子化と情報開示のためのシステム導入、目指す姿は、京都こだわり農法による栽培履歴の電子化と情報開示を実現し、ブランド京野菜等の産地の競争力と持続可能性の向上を目指すとしています。

数値目標は新規の取組ですので横棒になっておりますが、今の状況をもう一度確認しましたところ、当初はJAさんをはじめご協力をいただき勉強会等を開いていただいて、1団体2団体3団体4団体と、徐々に上がっていく計画でしたが、既に今年度中、5団体で導入が進むところまで進捗している状況です。

つきましては、年度別計画を2、3、4から5、5、5に修正し、数値目標の考え方も、栽培履歴の記帳や履歴検査の効率化を推進するための取組を、府内5団体での運営に取り組むこととして修正します。

令和4年度の具体的な取組は、京野菜等の栽培履歴記帳の電子化、これを5団体において、まずは5品目、消費者に生産管理情報を開示し、ブランド京野菜等の産地に対する消

費者の信頼性を確保するとともに、生産者の記帳作業の負担低減を実現しますということです。

今後具体的に進めていく中で、報告が10品目、15品目と増えていくと考えています。新規の取組については以上です。

資料3の1ページの1番、農薬使用者に対する適正使用指導について、農業者に対して農薬の使用や保管状況を指導し、農薬に係る危害が発生しないことを目指します。令和3年度の計画で、括弧が実績見込となっています。計画が200で、実績見込は215です。

計画は4年度～6年度とも270に上げており、この考え方については府内の農薬使用者に対して、農薬に係る危害発生防止のため、府内5ヶ所、4広域振興局単位と京都乙訓の地域、年270回の適正使用指導を行います。令和4年度の取組は、農業改良普及センターが管内農家を選定し、農薬に係る危害発生防止のため、農薬の使用計画や使用状況の調査・指導を行います。

3ページの6番をご覧ください。令和3年度の数値目標を2段書きにしており、計画が250、実績見込が200としていまして、継続的に200店舗の調査を進めて参りたいと考えています。

次に6ページの11番、食品衛生法に基づく食品等の収去検査についてです。数値目標の令和2年度実績は462で、令和3年度計画が750に対して実績見込は501です。年度別計画が各年度750としています。

考え方は、京都府食品衛生監視指導計画に基づいて、750検体について計画的に検査します。

同じく6ページ12番をお願いいたします。野生鳥獣肉を取り扱う食肉処理施設の監視指導についてです。資料3の9ページをご覧ください。少し修正がありまして、野生鳥獣肉を取り扱う食肉処理施設の監視指導率について全体で、中ほどの令和3年度実績見込で、83%、24施設のうちの20件となっていますが、87%、23施設に対して20件と修正をお願いいたします。年度別計画の令和3年度も87になります。

取組内容は、令和4年度は、野生鳥獣肉の食用としての利活用においてE型肝炎ウイルスなどの食中毒のリスクがあることから、厚生労働省の作ったガイドラインに従って、立入調査を実施します。

7ページ14番をお願いいたします。13番と14番は連動していて農薬管理指導士の養成は、14番の数値目標が令和3年度計画で900、実績見込で904になっています。

数値目標の考え方として、農薬の取り扱いに精通した農薬管理指導士を新たに年10名以上養成し、農薬の適正な取り扱い、使用について指導的役割を果たすものを増やします。

8ページの15番をお願いします。主な取組として挙げているもので、自主的な残留農薬分析の推進です。詳細は、令和3年度実績の12ページを併せてご覧ください。

自主的な残留農薬分析の推進は、府内産農産物の農薬に係る危害発生防止を目指します。令和3年度実績が124、年度別計画が、令和4年度、5年度、6年度も継続的に124

検体を計画しております。

数値目標の考え方が、生産者団体が124検体の自主的な残留農薬分析を行うことで、市場流通を未然に防ぐとともに、生産段階における農薬の適正使用を徹底しますとしています。取組内容は、JA京都中央会80検体、全農京都茶業部30検体、京都米振興協議会14検体、計124検体の自主的な残留農薬分析を実施します。

続いて、8ページ16番のHACCPの定着に向けた指導と食品衛生責任者の研修会開催は、令和3年度の計画が25回になっていますが実績見込は9回です。令和4年度から令和6年度の計画は30回ずつとしています。

取組内容は、食品衛生法の改正により、全ての食品事業者に対して、HACCPに沿った衛生管理が義務付けられたことから、京都府食品衛生協会と連携し、研修会を年30回開催し、HACCPに沿った衛生管理のフォローアップを実施します。コロナ感染症対策で非常に業務が圧迫される中、今年度は9回となっております。

令和3年度実績は、資料3の13ページに記載しております。全体として9回、403名に参加をいただいております。その他、府内全ての届出事業者約4千に対して、HACCP等について郵送通知するなど、フォローアップを行っています。

12ページ23番をお願いします。特別栽培米など環境にやさしい農業を推進する取組です。環境への負荷を低減する環境にやさしい農業を拡大し、持続可能な農業の推進を目指します。令和3年度実績見込が2,201、年度別計画が2,226、2,171、2,306となっております。

数値目標の考え方は、令和元年に策定した農林水産ビジョンの数値から、特別栽培米、京のこだわり農法、有機農業といった環境にやさしい農業の取組面積を35ヘクタール以上拡大できるよう推進します。

令和4年度の計画をご覧ください。特別栽培米である京式部の生産面積の100ヘクタール拡大をはじめ、有機農業指導員やGAP指導員など、環境にやさしい農業に関する専門知識を持った職員による普及活動を通じて、取組面積の拡大を一層図ります。

14ページ27番をお願いします。学生等によるきょうと食の安心・安全ヤングサポーターの養成です。将来を担う若者の食の安心・安全に関する意識の向上を目指します。

令和2年度実績が56、令和3年度計画が100で、厳しいと考え懸命に取り組んだところ、想定以上に進み実績見込が130になりました。計画段階では想定できていなかったため、令和6年度の目標が150で、数字を並べると計画が140、145、150となり少なく見えるようになっています。

目標の考え方は、大学生等を対象に年15人以上のヤングサポーターを養成し、食の安心・安全に関する知識を普及啓発しますとなっておりますが、その数にこだわらず、大学と連携して取り組みたいと考えています。

取組内容は、将来を担う若者が食に触れ、親しむ機会を増やすことで、食の安全、食文化及び食を大切にす意識の向上を更に高めるため、大学生等を対象としたきょうと食の

安心・安全ヤングサポーター登録制度に基づき、食の安心・安全や食育等に関する専門知識や府が実施している事業等に関する研修会等を開催する予定です。

参考までに、令和3年度の実績の概要についてご説明をさせていただきます。

確定値は、令和4年度第1回でご評価いただきますが、概要で令和3年度の実績については43の取組がございましたが、33の取組については80%以上を実績として取り組むことができました。

昨年度に続き今年度も、第4波、第5波、第6波と非常に大きなコロナ対応がありましたが、今年度はコロナ対応を念頭に最初から取り組んでいたため比較的進められましたが、感染対策としてあらかじめ研修会の形をオンラインに集約したこと、また、保健所の業務が非常に圧迫されたため、検査体制を見直さざるを得なかったこと等があり、10項目は、計画に比べ、80%以下の状況でした。

これらはまた、詳細をご報告させていただきますので、現状はそのような傾向だったということで、ご理解いただければと思います。

(会長)

ありがとうございました。ここから皆様のご意見やご質問いただきますが、その前に10分間休憩とさせていただきます。10時40分に再開いたします。

(休憩)

(会長)

それでは皆様、時間になりましたので、議事を再開させていただきます。

先ほど事務局からご説明がありました協議事項について、委員の皆様方のご質問、ご意見がございましたらよろしくお願ひします。

(委員)

みどりの食料システム戦略について、変更があったエコファーマーの認定制度は計画から記載が無くなりましたので、どのようになるのかをお聞きしたいです。

みどりの食料システム戦略は、輸入から国内生産への転換、肥料や飼料の原料調達を国産にする、ネオニコチノイド系の農薬を2040年までには使わなくても良いようにする等、大きな転換が記載されています。

それに伴い、本計画は農薬の指導員の強化や栽培履歴をしっかりと情報公開しましょうとありますが、本年度はこれで良いと思いますが、大きな戦略の対応として、計画は今後これだけで良いのかという疑問があります。

(会長)

事務局お願ひします。

(事務局)

国のみどりの食料システム戦略は、新しく関連した法律を作り、強力に環境負荷低減の取組を進めようとしています。エコファーマー制度についても、新法の中で包含して取り組むとされており、具体的な事は示されておりません。

これを継承していくのか、新たなエコファーマーができるのかは、明確になっていません。これまで、エコファーマーは標準レベルから3割程度の化学肥料、化学肥料低減を目指す計画とされておりましたが、今後、国は農薬5割低減を目指すとされています。

計画の23番の特別栽培米など環境に優しい農業の推進、この中に今言いました5割低減の特別栽培の取組、有機栽培の取組など、3割低減として今現在全部入れて、推進を図ろうとしています。

京都府としては、よりレベルの高い、5割低減を目指すような取組の推進を考えておりますので、その面積の中に入っている状況です。

(会長)

委員よろしいでしょうか。

(委員)

はい。ありがとうございました。

みどりの戦略はかなり大きなものになっていますので、この計画の中にしっかりと大きな目標と関連させて表記されると、わかりやすいかと思います。

(会長)

他にご質問、ご意見はございますか。

(委員)

2点ございます。1点は、令和4年度に向けた施策の目標の10番の新たに許可を受けた飲食店に対しテイクアウトやデリバリーを行う際の監視指導ですが、計画では指導率100%になっていますが、具体的な監視指導の内容を教えてください。

2点目は意見ですが、21番の食物アレルギーのある子供のプランの作成率の向上について、今年度の実績見込が97%で、1%ずつ伸ばして令和6年度に100%となっていますが、アレルギーのある子供さんにとっては対応が待ったなしですので、計画は100%にした方が良く感じました。

(会長)

事務局お願いします。

(事務局)

テイクアウト、デリバリーの質問について、飲食店の営業許可を出す時には、必ず地元
の保健所にご相談がございました。

その際に、新たにテイクアウト、デリバリーを行う事業者に対して啓発チラシを配布し
ます。例えば衛生管理や食品の温度の徹底について、テイクアウト等をする場合は、テイ
クアウトに適した食品にさせていただくことや、消費者には2時間以内に摂食しましょうと
啓発すること等を、新規の相談者には必ず行うことで、100%という目標を立てており
ます。

(事務局)

21番の食物アレルギーに係る個別プラン作成率は、令和4年度98%、令和5年度9
9%、令和6年度100%と記載しておりますが、令和4年度の段階で100%になれば
良いと思っております。令和4年度から100%を目指して取り組みたいと考えており
ます。

(会長)

委員よろしいですか。

(委員)

はい。ありがとうございました。

(委員)

学生の協力を得ることは、ネットで不確かな情報が流れるのを防ぐためにも良いと思
います。学生に対してしっかり教育をして、正しい情報を広げていただければと思
います。

児童の頃から食について学ぶことが大事ですので、教員を希望される学生に対し教育・
広報すれば、将来の母親への情報提供にもなると思います。

教員は夏休みに、教員グループとしての勉強会、全国的な講習会を開催されています。
家政系の先生方の集まりに、農薬、農業関係の人達からのコミュニケーションがあるよう
に聞いております。京都府でも、先生方とのコミュニケーションがとれる場があれば、さ
らに食の安心・安全の啓発が進むのではと思います。

農薬取締法の改正があり、全農と行政との間で記帳運動が始まり、ようやくトレーサビ
リティが当たり前になってきており、感激しております。

(委員)

新規事業の3番と5番について、3番の高病原性鳥インフルエンザが発生しないことを

目指しますとありますが、京都府における発生状況はどうなっていますか。計画的なモニタリングは、月1回、年1回など頻度についてお伺いしたいです。

5番の貝毒の発生状況の調査は、貝毒による食中毒がどのぐらい発生しており、発生ゼロを目指しているのか、その状況についてお伺いしたいです。

(会長)

事務局お願いします。

(事務局)

貝毒の発生状況は、近年では2021年1月に舞鶴湾で1件発生しております。大体過去の傾向を見ますと、5年に1度程度発生している状況です。

モニタリングによって状況を確認しながら、発生の傾向が見られる場合は詳細な調査を行い、未然に防いでいきたいです。

(委員)

貝毒が発生するのは仕方ないことで、それが食べられないように、モニタリングするという意味ですか。貝毒が発生するのは、何か悪いことがあるから発生するのでしょうか。

(事務局)

貝毒は貝がプランクトンを摂取することによって毒が蓄積し、毒化していくので、そのまま出荷され、食べられた場合に食中毒が起こるということです。よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(事務局)

一般に、貝が生活するためプランクトンを食べる時に、不可避免的に毒が蓄積する場合がありますため、定期的に状況確認することで、流通に乗り食中毒が発生することを防ぐということで対応されるということです。

(委員)

わかりました。

(事務局)

京都府の鳥インフルエンザの発生状況は、平成16年に発生があり、それ以降は発生しておらず、何とか発生を食い止めているという状況です。検査頻度は、四半期に1度です。

(会長)

委員いかがですか。

(委員)

わかりました。人畜共通感染症になっていく可能性もありますので、こういった取組をされるのは良いことだと思います。

(会長)

他にございますか。

(委員)

農薬管理指導士の養成は京都府でされていますか。全国的には管理指導士取得のための研修会等が行われています。

(事務局)

農薬管理指導士は、京都府の知事認定という形で新規認定しておりますが、認定された方については3年に1回の講習という形で、継続更新されているという状況でございます。

(委員)

はい、わかりました。

(会長)

他の委員の方、ご質問ございますか。

(委員)

研修会、講習会がオンラインや資料配布で行われる場合もありましたが、少しコロナも落ち着いて、今年は対面を増やし、コミュニケーションを深めながらHACCP、アレルギーの講習会など食の安全に関する指導をしていただけたらと思います。今年度の計画では、オンラインや対面など、どのような対応をされますか。

また、ホームセンターで除草剤などが販売されています。農薬販売店への立入調査は、普段、農業に携わらない方への消費者教育や農薬販売店での指導はどのようにされていますか。

(会長)

事務局お願いします。

(事務局)

研修会、講習会について、対面とオンラインはそれぞれの長所がございますので、対面をできる限り計画に取り入れ、オンラインの良さも生かしながら取組を進めたいと考えております。

(事務局)

農薬販売店の立入調査について、ドラッグストア、ホームセンターなど、農薬販売店は全て京都府に届出をしていますので、届出のある販売店に対して、計画的に立入調査をしています。

農薬を取り扱う方、ドラッグストアの方を含めて、農薬の講習会等にできる限り参加して、新しい情報等を勉強してくださいという取組をしています。

(委員)

HACCPの定着に向けた研修会の開催について、HACCPは昨年6月施行ですので、本来、実施されているのが原則ですが、厚生労働省の方も完全実施するには5年以上かかるとおっしゃっています。このことから、定着に向けた取組は5年以上続けていかなければならないと思っております。

私は京都市食の安全安心推進審議会委員、京都市食品衛生協会会長でもあります。食品衛生責任者の研修会は、京都市内は京都市食品衛生協会が実施しています。府の30回の研修会の半分以上が市内で実施されているようです。府は府域でしっかりと取り組んでいただきたい。

(会長)

事務局お願いします。

(事務局)

食品衛生責任者の研修会は京都市内での実施がありますが、京都府食品衛生協会と調整し、府域を中心に適切に進めていきます。

(会長)

委員よろしいですか。

府域で実施し、市内は減らしていただいたら結構かと思えます。

(委員)

はい。

デリバリー等について、新規事業者は最初にHACCPの指導をしてから許可をされてはどうか。

(事務局)

新規事業者から当初、相談があった時から、HACCPを念頭に置いた形で指導をさせていただいております。

(委員)

デリバリー等で食中毒を発生させないためには、従事する方の健康状態を確認して、安全な状態で調理するよう指導していただきたいと思います。

(委員)

YouTube等のオンラインの対応は素晴らしいと思います。16番のHACCP研修は、令和3年度の目標25回、実績9回となっていますが、オンライン対応をせずに未達成になった理由がわかりません。

27番のヤングサポーターは、コロナ禍の影響で学生に時間ができ、多く参加されたのであれば、今後の参加者が伸びないことが考えられますが、どうですか。

(会長)

事務局お願いします。

(事務局)

HACCP研修は9回見込です。コロナがこれだけ多く発生しますと、保健所の業務の多くがその対応に取られてしまいます。多くの職員が最大限頑張った結果、9回という状況です。

委員のご指摘の通り、オンライン、ハイブリッド方式等、来年度は、ぜひ取り組んでいきたいと思っております。来年度以降、目標を達成できるように検討して参ります。

(事務局)

ヤングサポーターについて、3年目で大学との連携、SNSの使い方、情報の取り込み方等が進展し、多くの方に登録いただきました。確かにコロナ禍の影響も考えられますので、今後、登録者が減少することのないよう、引き続き取り組みます。

(委員)

行政の縦割りが原因と思われます。保健所が忙しいのはわかりますが、例えば、農林水産省のHP等に教材や映像配信ができるツールがあると思います。それらをHPに掲載す

る等、すぐにできることは対応いただければと思います。

(事務局)

委員のご指摘の通り、オンライン対応を進めて参ります。

(委員)

農薬販売店の指導について、京都府は農家向けだけでなく一般向けの対応をされていることは良いと思います。厚生労働省、農林水産省と連携して進めていただければと思います。

(事務局)

委員からチャットでの質問です。「25番の京野菜の情報開示はとても良いことだと思います。どのブランド野菜から始めるのか、またその理由を教えてください」とのことです。

(事務局)

電子化と情報開示は、産地として基盤がしっかりしているところで、最初に万願寺とうがらしに取り組みました。関係部会を中心に先駆的に取り組んでいただき、JAグループと京都府で特産物育成協議会を組織しておりますので、下半期にかけて勉強会等取り組んでいただきました。

(委員)

「京野菜等の栽培履歴の電子化と情報開示のためのシステム導入」という項目について、JAグループ京都では、「営農支援システム」を導入したところではありますが、これはあくまで効果的・効率的で間違いのない営農指導を実現することが主な目的であって、栽培履歴の電子化は副次的な効果に過ぎません。

生産現場では、様々な病害や害虫が発生しており、問題となっておりますが、コロナ禍の影響により、JAの営農指導員が農家に直接訪問することが難しい時があります。そのような状況であっても、スマートフォン等を活用して的確で迅速な営農指導をすることで、安全・安心で高品質な京野菜を生産してもらうことが重要です。営農指導が疎かになってしまうと生産量や品質も下がってしまいますし、そのことにより価格にも影響が出てしまいます。消費者に安全・安心な農産物をお届けするためにも、生産者にしっかりと営農指導を行い、京野菜の生産技術や農薬の使用に間違いがないよう徹底していくことを目的に、このシステムを導入いたしました。今の項目名はこの目的を正しく表しておりませんので、修正をお願いします。

(会長)

一面的な部分だけでなく、安心・安全という面で、事務局いかがですか。

(事務局)

委員がおっしゃられた通り、JAの営農指導員、農業改良普及員が生産者とコミュニケーションをしっかりとって、生産指導をすることに重点を置いたシステムです。従来からこだわり農法として生産者が記録を行い、安心・安全なブランド京野菜を生産しており、電子化することで、さらに高度化、効率化することが目的です。

今回のシステムは他にも目的がありますが、栽培履歴に焦点当てた記載になっています。

(委員)

栽培履歴記帳は、農産物の安全性の証明や、万が一残留農薬の検出や不適切な農薬使用などが確認された際に、原因分析を行い早期解決を図るなど、いわば生産後のことを目的にしています。このシステムは、生産行程において間違いが起きることのないよう事前に徹底することが目的ですので、項目名は修正してください。

(事務局)

第6次食の安心・安全行動計画全体は議会を通して策定していますので、4年度の計画の部分で、委員と相談して、修正案を提示し調整しますので、ご協力をお願いします。

(委員)

よろしくお願いします。

(会長)

ご質問、ご意見ございますか。

(委員)

京都府の目標の立て方は、小さくまとめてあり、今できる段階から積み上げる形になっていますが、大きな目的がわかるように記載いただけましたら、全体が見えるかと思いません。

(会長)

ありがとうございます。次に進めたいと思います。

(委員)

栽培履歴は、どの農家もきっちりされています。記載する表現を検討いただければと思います。

【3 報告事項】

(会長)

それでは、3番目の報告事項「令和4年度の京都府の食品衛生監視指導計画案について」、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

資料5、令和4年度京都府食品衛生監視指導計画の概要につきまして、令和4年度に重点的に取り組む内容を中心に説明をさせていただきます。

1ページをご覧ください。1の主旨は、本指導計画は食品衛生法第20条の規定により、毎年策定しているものです。

2の基本的方向は、令和3年度の指導内容を検証し、食品関連事業者の監視指導を強化し、除去検査を実施するとともに衛生管理の取組を推進することを基本にしております。

3の令和4年度の重点的取組は、最初のポツの通り、HACCPに沿った衛生管理が全ての食品等事業者に対して義務付けられましたことから、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理について、フォローアップを図って食品の安心安全を一層推進して参ります。

二つ目のポツは、新型コロナの対応として、新たに許可した飲食店に対し、テイクアウト、デリバリーを行う際の、食中毒予防をするための監視指導を強化するとともに、消費者に対して、早めに喫食するよう注意喚起をしたいと考えております。

三つ目のポツは、食品衛生法改正により、新たな営業許可制度、届出制度が創設されたことから、事業者には改正法の周知、普及定着を推進いたします。

四つ目のポツは、新たなシステムにより、食中毒予防のために、水産加工品の検査を実施いたします。

五つ目のポツは、食中毒注意報を発令するとともに注意、啓発を行って参ります。

六つ目のポツは、カンピロバクターの危険性について注意喚起を図って参りますとともに、近年アニサキスによる食中毒が毎年発生しておりますので、鮮魚におけるアニサキスの寄生の有無を検査し、指導を強化して参ります。

その他、京都府内の保健所職員の人材養成、研修関係を強化しますとともに、食品衛生監視を所管しますグループリーダー係長研修を今年度初めて実施しています。

(会長)

ご意見、ご質問ございますか。

ご意見、ご質問がないようですので、この計画に沿って、来年度もよろしくお願ひします。報告事項に移ります。

(事務局)

資料6をご覧ください。

1 ページ目は、令和4年度食の安心・安全意見交換会の年間計画案です。4年度に取り組む、案を上表に上げております。6月、8月、10月、12月、2月に畜産物、水産物、野生鳥獣肉の安心・安全や京都府食品衛生監視指導計画について、消費者団体との意見交換会を計画したいと考えております。

2 ページは、令和4年度リスクコミュニケーション開催計画案です。府民に対して開催したいと考えております。農政課主催の部分は、3回、対面やオンラインの活用を考えております。

項目は、放射性物質、ゲノム編集技術応用食品、食品添加物等について、開催を計画しております。3 ページ目がノロウイルスの食中毒の注意報、5 ページ目が食中毒の発生についてのプレスリリースなど、3年度の食に関する取組の実績情報です。

その他、HACCPセミナーの実施報告でありますとか、リスクコミュニケーションについて、掲載しておりますのでまたご覧ください。

(会長)

ご質問、ご意見ございますか。

それでは、少し早いですが、全体のご意見、ご質問もいただきまして、事務局からも回答していただき、今後、調整していただくことでお願いします。

(委員)

海洋プラスチックごみやゲノム編集の魚等の報道があり、不安を感じているため、また、リスクコミュニケーションなども進めていただきますよう、お願いします。

(会長)

事務局お願いします。

(事務局)

プラスチックごみは環境施策全体で取り組んでおり、役割分担しながら必要なリスクコミュニケーションを検討させていただきます。

(会長)

それでは進行を事務局にお戻しします。

(事務局)

会長、ありがとうございました。また、各委員の皆様も熱心にご議論いただきまして、ありがとうございました。

事務局から何点かお知らせをさせていただきます。まず、次回の審議会について、7月末に新たな委員任期の開始後ということになりますが、年2回の開催を予定しております。次の任期に係る確認ですとか、公募委員の募集につきましては改めて予定をしておりますので、どうぞ皆様ご理解、ご協力のほどよろしく願いいたします。

それでは閉会にあたりまして、健康福祉部副部長からご挨拶させていただきます。

(事務局)

副部長が急用で外しておりますので、代わりまして挨拶をさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、本日は長時間にわたりまして数々の貴重なご意見賜りまして、誠にありがとうございました。

いただきましたご意見を十分に踏まえまして、第6次京都府食の安心・安全行動計画を着実に推進して参りたいと考えておりますので、引き続きご指導、ご協力賜りますよう、よろしく願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

(事務局)

以上をもちまして、審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

以 上